

令和8年5月11日

鳩山町

回 答 書

件名：鳩山町立小・中学校 LED 照明設備賃貸借

現在、公共施設や民間企業における脱炭素化の加速に伴い、LED 照明器具の需要が全国的に急増しており、メーカーの生産回答が極めて不安定な状況にあります。仕様書第 4 項および実施要領 1(3)項には「設置工事スケジュール等の協議に基づき（児童の安全に支障がない閉校日等の工事による）期限の変更に対応できるものとする」との規定があり、また実施要領 1(4)項には「物件の設置が協議に基づき変更となった場合、契約期間も変更する」との明記がございます。これらを踏まえ、以下の 2 点（質問 1・2）について確認させてください。

質問 1.

全国的な需要増によるメーカーの納期回答遅延など、事業者の責によらない事由で設置期限（令和 8 年 9 月 30 日）までの完了が困難となった場合、事前に協議を行うことで、遅延損害金等のペナルティを課すことなく期限を延長いただくことは可能でしょうか。

回答 1.

- ・本件につきましては、受注候補者（優先交渉者）選定後、受注者の責によらない事由により、やむを得ず設置期限までの完了が困難となった場合には、協議の上、対応を決定することとなります。
- ・なお、全国的な需要増加に伴う製品納期の遅延等が想定されることから、参加にあたっては、設置期限内の履行が可能となるよう、あらかじめ十分な施工体制及び機器調達体制を確保した上で提案してください。

質問 2.

「夏休み工事」を絶対条件とした場合、製品の納期確保が優先交渉権者選定後の大きなリスクとなります。町側において、納期状況に応じた柔軟な工期設定（土日・祝日等の閉校日の活用など）を認めていただくことは、結果として高品質な製品の確実な導入と、町にとっての安定的な運用（長期継続契約の円滑な開始）に繋がると考えますが、そのような柔軟なスケジュール調整を許容する意向という理解でよろしいでしょうか。

回答 2.

- ・設置工事につきましては、児童生徒の安全確保及び学校運営への影響を最小限とする観点から、夏休み期間中の施工を原則としております。
- ・一方で、学校との協議及び現場状況等を踏まえ、児童生徒の安全確保及び学校運営に支障がないと認められる場合には、土曜日、日曜日、祝日その他の閉校日等を活用した施工について、別途協議の上、対応するものとします。
- ・なお、参加にあたっては、原則として、夏休み期間中を中心とした施工計画により提案してください。

質問 3.

実施要領 3(2)カ、および公告 2(カ)に記載の提案資格「直近 5 年間に官公庁において、照明の LED 化の契約実績があること」について確認させてください。

本案件は「賃貸借契約」ですが、実績として提示する契約は、自治体との直接の「工事請負契約」や「業務委託契約」による LED 化実績であっても、同等の経験・能力を有するものとして認められるという理解でよろしいでしょうか。

弊社はこれまで、多くの自治体と直接の工事・委託契約を締結し、LED 化を完遂してきた豊富な実績がございます。契約形態（賃貸借か否か）に依存せず、実際の「施工品質」や「プロジェクト管理能力」を重視して参加資格を判断いただくことは、町にとってより広範で質の高い提案を募ることに繋がると考えますが、そのような解釈で相違ないでしょうか。

回答 3.

- ・ 本件は、10 年間（120 か月）を契約期間とする長期継続による賃貸借契約であり、LED 照明設備の導入、維持管理及び契約期間満了後の所有権移転までを含めた契約となります。
- ・ このため、参加資格として求める「照明の LED 化の契約実績」につきましては、本件契約を安定的かつ適切に履行できる能力を有していることを確認する趣旨で求めるものです。
- ・ したがって、実績としては、賃貸借契約による実績に限るものではなく、官公庁との直接契約による工事請負契約又は業務委託契約による LED 化実績についても、同種又は類似業務の実績として記載することは可能です。
- ・ ただし、本件は長期継続による賃貸借契約であることから、参加にあたっては、本契約に係る賃貸借契約を適切に締結し、履行できる体制を有していることを前提とします。